

公共貸与権に関する事務局説明資料

令和 3 年 1 月 21 日

文化庁著作権課

1. WIPO における公共貸与権調査に係る議論の経緯

SCCR39 において、シエラレオネ及びマラウイより公共貸与権に関する調査を提案したいという発言があり、その後 SCCR40 において共同提案国としてパナマが加わった上で正式な提案がなされた。主な提案趣旨は以下のとおりである。

- 各国、特に途上国が公共貸与権について学ぶ機会を提供したい。
- 条約策定や常設議題化を目指すものではない。
- 調査は独立プロジェクトとして WIPO 事務局によって行われる。

SCCR40 では、議論に割り当てられた時間が短かった影響もあり、採択には至らなかった。次回会合で引き続き議論される予定。

2. 我が国における現状

現在我が国においては書籍等に関する公共貸与権制度は導入されていないが、平成 15 年文化審議会著作権分科会において審議されている。

<平成 15 年 文化審議会著作権分科会 審議経過報告¹>

第 1 章 法制問題小委員会における審議の経過

(図書館関係の権利制限の見直し)

●図書館資料の貸出について補償金を課すこと

現行の著作権法では、「映画の著作物」の非営利・無料の貸与については、図書館等が補償金を支払うこと（いわゆる「公貸権」の付与に相当する制度）とされている（著作権法第 38 条第 5 項）が、一般の書籍等の映画以外の著作物については、このような補償金の制度はない。

しかしながら、図書館の増加、図書館における貸出数の増加等により、本の購入が図書館からの貸出により代替される傾向が強まっており、著作権者の利益に対する損害が大きくなっていることを理由として、図書館資料の貸出について補償金を課すことについても同様の制度を導入してほしいとの要望がある。

この事項については、著作権法第 38 条第 5 項に規定されているような非営利・無料の貸与に係る補償金制度の対象を将来「書籍等」に拡大することによって対応するという方向性そのものに関しては、法制問題小委員会においては基

¹ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/030102bb.htm

本的に反対はなかった。しかし、権利者側・図書館側双方に、具体的な補償金制度等の在り方について協力して検討したいという意向があることから、当面その検討を見守ることとし、その結論が得られた段階で、必要な法改正の内容を具体的に定めることが適当である。

3. WIPOにおける我が国の対応の在り方について

今後、WIPOでの公共貸与権調査に係る議論において、我が国はどのように対応すべきか。公共貸与権制度に関する現状や課題を踏まえてご議論いただきたい。

<論点例>

- ・ 著作者への補償が目的であるとすれば、公共貸与権は効率の良い方法であるのか
- ・ WIPOでの調査が行われるとすれば、どのような調査・検討項目が必要か

以上